

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年3月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「第1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする 尚、こちらに対しての問い合わせは、弁護士の助言に基づき、言った言わないトラブルを避ける為に全て書面にてお願いいたします 期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで 1 物品の調達に関する書類（支出負担行為書 支出命令書 物品の検収に関する記録など含む）（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課。それぞれの課が独自に管理していると考え、全ての課に同開示請求をすると膨大となるので刑事課に絞った 下記2から13も同じ） 2 切手類受払簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 3 領収書管理台帳（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 4 運転報告書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 6 捜査費証拠書類（国費）支出等関係文書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 7 捜査費購入物品管理簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 8 犯罪捜査SNS利用申請書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 9 管轄区域外居住承認願（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 10 告訴・告発相談簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 11 旅行命令（依頼）簿（国費）（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 12 旅程表（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 13 事件記録・証拠品受領書 第2 1 令和4年度 都道府県警察補助金 実績報告書 2 令和4年 身上申告書、評価記録書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年5月12日、実施機関は、本件開示請求のうち、「第1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする 期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで 第2 2 令和4年 身上申告書」に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 開示する行政文書

- ア セルフレポート・レポートチェック（令和３年度 西和警察署刑事課長のもの）
- イ セルフレポート・レポートチェック（令和４年度 西和警察署刑事課長のもの）

(2) 開示しない部分

- ア 容貌の写真
- イ 「運転免許」、「住宅状況」、「保有車両」、「通勤」、「経済関係」、「健康状態」、「飲酒関係」、「余暇利用」、「交友関係」、「親族」、「性格」、「緊急連絡先」、「運転免許」、「家族の状況」、「家族の就業状況」、「給与以外の定額収入」、「定額支出」、「借財保証人」、「本人及び身内の身上変更予定」、「家族に関する懸案事項」、「ギャンブルに関する嗜好」、「飲酒の有無」、「交際中の異性」、「パソコン関係」、「公私において感じるストレス」及び「上司に知っておいてほしいこと」の各欄
- ウ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名
- エ セルフレポート・レポートチェック（令和３年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
- オ セルフレポート・レポートチェック（令和４年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）

(3) 開示しない理由

ア (2) のア及びイ

条例第７条第２号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されておらず、また、職務の遂行に係る情報にも該当しないため

条例第７条第６号に該当

人事管理に関する情報であって、公にすることにより、職員が忌憚のない申告を記載することに対して消極的になり、人事管理に必要な情報を得られなくなるおそれがあるなど、今後、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため

イ (2) のウ

条例第７条第２号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されておらず、また、職務の遂行に係る情報にも該当しないため

ウ (2) のエ及びオ

条例第７条第４号に該当

不開示決定をした行政文書の枚数は、犯罪捜査に密接に関連する活動を行う警察署刑事課の実員数を把握できる情報であって、公にすることにより、犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又は人の生命、身体、財産等への不法

3 審査請求

4 諮問

第3 審査請求人の主張要旨

奈良県警がした本行政文書一部開示決定の取消を求め審査請求する

〇〇〇〇〇〇話も聞いている。よって審査請求する

1 本件決定の理由

3

対象職員に自身の身上事項等について速やかに自己申告（セルフレポートの作成）をさせた後、その内容を踏まえ、個々面接（レポートチェックの作成）を実施し、身上事項の正確な把握に努めるとともに、それ以外の機会においても、必要と認められる場合には、随時、実施しているところである。

（２）本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求に対応する行政文書は、実施機関において身上監督に関する事務を所管する警務部監察課が、非違事案の防止を目的として保有している文書であり、実施機関の職員である西和警察署刑事課員に係るものである。

セルフレポートは、管理業務において、対象職員が自己の身上事項を入力するものをいい、その登録事項は、住宅関連、運転免許、車両関連、通勤関連、収入関連、支出関連、資産関連、負債関連、健康関連、飲酒関連、余暇関連、交友関連、警察関係の親族関連、性格関連である。

レポートチェックは、指導監督者がセルフレポートの内容を踏まえ、対象職員に対し個々面接等を行い、管理業務において、把握した補足事項を入力するものをいい、その登録事項は、緊急連絡先、運転免許、家族の状況（就業状況以外）、家族の就業状況、給与以外の定額収入、定額支出、借財保証人、本人及び身内の身上変更予定、家族に関する懸案事項、ギャンブルに関する嗜好、飲酒関連、交際中の異性、パソコン関係、公私において感じるストレス、上司に知っておいてほしいこと、次席等確認（次席等以上の上位者が行う作業）である。

（３）条例第７条第２号該当性について

条例第７条第２号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。一方、ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

ア セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長のもの）

職員個人の容貌の写真、「運転免許」、「住宅状況」、「保有車両」、「通勤」、「経済関係」、「健康状態」、「飲酒関係」、「余暇利用」、「交友関係」、「親族」、「性格」の各欄に記載することとされている情報は、対象職員が自己申告した職員個人の情報等であることから、条例第７条第２号本文に掲げる「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではある

が、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、「緊急連絡先」、「運転免許」、「家族の状況」、「家族の就業状況」、「給与以外の定額収入」、「定額支出」、「借財保証人」、「本人及び身内の身上変更予定」、「家族に関する懸案事項」、「ギャンブルに関する嗜好」、「飲酒の有無」、「交際中の異性」、「パソコン関係」、「公私において感じるストレス」、「上司に知っておいてほしいこと」の各欄に記載することとされている情報は、対象職員が自己申告した情報を踏まえ、指導監督者が個々面接を実施し記載された対象職員個人に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にされることを前提として記載されているものでなく、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名

本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、実施機関においては、警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名を慣行として公にしているが、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名は、慣行として公にしていないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長のもの）に表示された職員個人の容貌の写真、「運転免許」、「住宅状況」、「保有車両」、「通勤」、「経済関係」、「健康状態」、「飲酒関係」、「余暇利用」、「交友関係」、「親族」、「性格」、「緊急連絡先」、「運転免許」、「家族の状況」、「家族の就業状況」、「給与以外の定額収入」、「定額支出」、「借財保証人」、「本人及び身内の身上変更予定」、「家族に関する懸案事項」、「ギャンブルに関する嗜好」、「飲酒の有無」、

「交際中の異性」、「パソコン関係」、「公私において感じるストレス」、「上司に知っておいてほしいこと」の各欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、この欄に記載することとされている情報が公になることが前提となると、職員が忌憚のない申告を記載することに対して消極的になり、実施機関が人事管理に必要な情報を得られなくなることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、この欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、この欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

(5) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報とする旨規定している。

セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）は、個人単位で作成されていることから、仮に様式の一部でも公にすることとなると、一部開示された文書の枚数を数えることにより、西和警察署刑事課の実員数が明らかになり、ひいては不法行為に対する事案対処能力や情報収集能力が明らかになるおそれがある。

したがって、セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、西和警察署刑事課長のセルフレポート・レポートチェックである。

セルフレポート・レポートチェックは、実施機関における非違事案防止を図るための
身上把握・指導の具体的方策である身上事項等の自己申告のセルフレポート及びその
内容を踏まえた個々の面接によるレポートチェックとして警務部監察課が保有してい
るものである。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、職員個人の容貌の写真及びセルフレポート・レポートチェッ
クの一部について条例第7条第2号及び第6号に、警部補以下の階級にある警察
官及びこれに相当する一般職員の氏名について同条第2号に、西和警察署刑事課
長を除く刑事課員のセルフレポート・レポートチェックについて同条第4号に該
当すると主張しているので以下検討する。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、
生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、
「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権
利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定し
ている。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、
職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定
により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人
の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ
る情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行
に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内
容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外す
ることとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、
刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関
が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めて
いる。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地
方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすること
により、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適
正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定して
いる。

(3) 不開示情報該当性について

ア セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長のもの）について

諮問実施機関は、容貌の写真並びに「運転免許」、「住宅状況」、「保有車両」、

「通勤」、「経済関係」、「健康状態」、「飲酒関係」、「余暇利用」、「交友関係」、「親族」、「性格」、「緊急連絡先」、「運転免許」、「家族の状況」、「家族の就業状況」、「給与以外の定額収入」、「定額支出」、「借財保証人」、「本人及び身内の身上変更予定」、「家族に関する懸案事項」、「ギャンブルに関する嗜好」、「飲酒の有無」、「交際中の異性」、「パソコン関係」、「公私において感じるストレス」及び「上司に知っておいてほしいこと」の各欄については、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張している。

これらの情報は、職員個人に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

セルフレポート・レポートチェックについては、職員の身上監督上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当しない情報である。

また、本件不開示情報は、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、本件不開示情報は、職員個人の私生活に関する詳細な情報であり、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

そこで、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）には、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名が記載されていることが確認できた。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活

に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。さらに、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について

諮問実施機関は、セルフレポート・レポートチェック（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について、条例第7条第4号に該当すると主張している。

セルフレポート・レポートチェックは、個人単位で作成されており、一部分でも公になると、開示された文書の枚数を数えることで、実施機関である西和警察署刑事課の実員数が明らかになるものである。

これらの情報が公になると、実施機関の事案対処能力や情報収集能力が明らかとなり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 5 年 9 月 8 日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (第 2 7 9 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 1 月 3 0 日 (第 2 8 0 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 3 月 2 5 日 (第 2 8 1 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 6 月 6 日 (第 2 8 2 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 7 月 1 4 日 (第 2 8 3 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 8 月 1 9 日 (第 2 8 4 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 7 年 1 0 月 1 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
あお き み さ 青 木 美 紗	奈良女子大学研究院生活環境科学系准教授 (食料・農業経済学)	
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	会長代理
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
つる や まさ ひこ 鶴 谷 将 彦	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長